第四十条の八第一項第一号中「第九項」を「第十項」に改め、同項第三号中「第二十三項第五号」を「第二十四項第五号」に改め、同条第五項中「及び第二十一項」を「及び第二十三項」に改め、同項第一号中「第二十一項第一号」を「第二十三項第一号」に、「資産保有型会社等と」を「資産保有型会社等の」に、「特別の関係がある会社（次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。）」を「特別関係会社（以下この号、第八項第三号及び第二十三項第一号において「特別関係会社」という。）で次に掲げる要件のすべてを満たすもの」に、「同項第八号」を「同条第二項第八号」に改め、同号イからハまでの規定中「特別の関係がある会社」を「特別関係会社」に改め、同条第六項中「者が有する他の会社」の下に「（会社法第二条第二号に規定する外国会社を含む。）」を加え、同条第四十三項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「特例受贈非上場株式等」を「特例株式等」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）で特例受贈非上場株式等」を「で特例株式等（特例受贈非上場株式等、法第七十条の七の二第一項に規定する特例非上場株式等及び法第七十条の七の四第一項に規定する特例相続非上場株式等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「同条第四項」を「法第七十条の七第四項」に、「当該特例受贈非上場株式等」を「当該特例株式等」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項中「第三十三項又は第三十四項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十七項から第三十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十六項中「第十八項」を「第二十項」に改め、「当該」を削り、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「経営贈与報告基準日」の下に「（当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が同条第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して一年を経過する日までの間に死亡した場合には、当該贈与税の申告書の提出期限）の翌日」を加え、「同条第一項の規定の適用を受ける」を「同条第一項の」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項第二号中「から」の下に「法第七十条の七第一項の規定の適用に係る」を加え、同項第四号中「事業年度（」を「各事業年度（」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十四項から第三十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十三項第五号中「給与」の下に「（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）」を加え、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を削り、同条第二十一項第一号中「と法第七十条の七第二項第一号ハに規定する特別の関係がある会社」を「の特別関係会社」に、「同項第八号」を「法第七十条の七第二項第八号」に改め、同号イからハまでの規定中「特別の関係がある会社」を「特別関係会社」に改め、同条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「その他当該」を「その他」に改め、同項第二号中「給与（」の下に「債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項第一号イ中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同号ロ中「第二十四項及び第二十六項」を「第二十五項及び第二十七項」に、「第二十四項及び第二十六項」に改め、同項第二号イ中「第二十五項」を「第二十六項」に改め、同項第三号イ中「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項第四号イ中「第二十七項」を「第二十八項」に改め、同項第五号イ中「イ及び第二十八項」を「以下イ及び第二十九項に、「（第二十八項」を「（第二十九項」に改め、同号ロ中「第二十八項」を「第二十九項」に改め、同項第六号ロ中「第二十九項」を「第三十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項第二号中「当該」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「当該特例受贈非上場株式等の価額」を「特例受贈非上場株式等の価額（法第七十条の七第二項第五号に規定する特例受贈非上場株式等の価額をいう。次項第二号において同じ。）」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第十二項及び第十四項」を「第十四項及び第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　法第七十条の七第二項第五号に規定する政令で定める法人は、認定贈与承継会社並びに当該認定贈与承継会社の代表権を有する者及び当該代表権を有する者と第六項各号に掲げる特別の関係がある者が有する医療法人の議決権の数の合計が、当該医療法人の総社員の議決権の数の百分の五十を超える数である場合における当該医療法人とする。

第四十条の八第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第七十条の七第二項第一号ホ」を「第七十条の七第二項第一号ヘ」に改め、同項第三号中「と法第七十条の七第二項第一号ハに規定する特別の関係がある会社」を「の特別関係会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当するものを除く。）」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第七十条の七第二項第一号ホに規定する政令で定める関係は、会社が他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式等を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を保有する場合における当該会社と他の法人との間の関係（以下この項において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該会社及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の他の法人又は当該会社との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の他の法人がその他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を保有するときは、当該会社は当該その他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を保有するものとみなす。

第四十条の八の二第二項中「この場合において」の下に「、同条第一項中「相続の開始」とあるのは「贈与」と」を、「開始の日」の下に「の翌日」を加え、「前項中「相続の開始」とあるのは「贈与の時」と、第九項第一号、第二十三項、第二十五項及び第二十六項」を「同条第二十四項並びに前項、第四項、第七項、第九項第一号、第二十一項及び第二十四項から第二十七項までの規定」に改め、同条第三項中「開始の日」の下に「の翌日」を加え、同条第七項中「及び第二十八項」を「及び第二十九項」に改め、同項第一号中「第二十八項第一号」を「第二十九項第一号」に、「資産保有型会社等と」を「資産保有型会社等の」に、「特別の関係がある会社（次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。）」を「特別関係会社（以下この号、第九項第三号及び第二十九項第一号において「特別関係会社」という。）で次に掲げる要件のすべてを満たすもの」に、「同項第八号」を「同条第二項第八号」に改め、同項第三号中「者が有する他の会社」の下に「（会社法第二条第二号に規定する外国会社を含む。）」を加え、同条第八項中「第八項第三号及び第二十三項第一号において「特別関係会社」という。）」を「第七項第三号及び第二十五項第一号において「特別関係会社」という。）」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第七十条の七第二項第一号ホ」を「第七十条の七第二項第一号ヘ」に改め、同項第三号中「と法第七十条の七第二項第一号ハに規定する特別の関係がある会社」を「の特別関係会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当するものを除く。）」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第七十条の七第二項第一号ホに規定する政令で定める関係は、会社が他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式等を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を保有する場合における当該会社と他の法人との間の関係（以下この項において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該会社及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の他の法人又は当該会社との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の他の法人がその他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を保有するときは、当該会社は当該その他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を保有するものとみなす。

第四十条の八の二第二項中「この場合において」の下に「、同条第一項中「相続の開始」とあるのは「贈与」と」を、「開始の日」の下に「の翌日」を加え、「前項中「相続の開始」とあるのは「贈与の時」と、第九項第一号、第二十三項、第二十五項及び第二十六項」を「同条第二十四項並びに前項、第四項、第七項、第九項第一号、第二十一項及び第二十四項から第二十七項までの規定」に改め、同条第三項中「開始の日」の下に「の翌日」を加え、同条第七項中「及び第二十八項」を「及び第二十九項」に改め、同項第一号中「第二十八項第一号」を「第二十九項第一号」に、「資産保有型会社等と」を「資産保有型会社等の」に、「特別の関係がある会社（次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。）」を「特別関係会社（以下この号、第九項第三号及び第二十九項第一号において「特別関係会社」という。）で次に掲げる要件のすべてを満たすもの」に、「同項第八号」を「同条第二項第八号」に改め、同項第三号中「と法第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する特別の関係がある会社」を「の特別関係会社（会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当するものを除く。）」に改め、同条第二十九項を削り、同条第二十八項第一号中「と法第七十条の七の二第二項第一号ハに規定する特別の関係がある会社」を「の特別関係会社」に、「同項第八号」を「法第七十条の七の二第二項第八号」に改め、同号イからハまでの規定中「特別の関係がある会社」を「特別関係会社」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項を削り、同項第一号中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項第二号中「給与（」の下に「債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項から第二十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十項第五号イ中「イ及び」を「以下イ及び」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十九項中「第十五項の」を「第十六項の」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項第二号中「ごとの当該」を「ごとの同条第二項第五号イに規定する」に、「同項」を「同条第一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「同項に」を「同条第二項第五号イに」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「同条第一項」を「同号イ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。